

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第2回質問等に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	要求水準書	施設整備業務	2	1	4	(2)	ア (ア) b	第1回目の質疑回答No.9にて確認申請の民間審査機関の利用は事業者の提案に委ねますとありますが、申請者はSPCになるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第2回質問等に対する回答

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	参考資料 5-1	既存施設に関する資料	11					既存施設参考図面によると、既存杭は残置とあります。今回の建物計画に際し支障のない杭についても残置としますが宜しいでしょうか、ご指示願います。	要求水準書第1の5(1)オ(ア)に記載のとおり、旧東清掃事業所の既存建物・工作物等の解体工事は市が実施するものです。参考資料5-1の既存施設に関する資料のうち、既存施設参考図面の「1. 管理棟」に記載のとおり、既存杭は残置するものであり、本事業においても撤去する必要はありません。 なお、本事業の計画に干渉する杭の引き抜きを実施することも可としますが、原則として、残置する杭と干渉しない計画としてください。
2	参考資料 10	学校配膳室の概要	2	⑩				【特記事項】⑩にて、指定整備は令和8年8月までに完了とありますが、現在も各校にて配送が行われており工事と動線が重複する恐れがあります。施工可能日、及び仮設計画(仮囲い等)についてご指示願います。	原則として、指定整備の実施時期は、デリバリー給食の配送のない期間を見込んでいます。また、配送校によっては、同期間に学校配膳室の整備を市が実施する予定のため、それぞれの整備を円滑に行うことができるよう、工事の時期や工程の調整を行うものと考えています。
3	参考資料 10	学校配膳室の概要	2	⑩				【特記事項】⑩にて、指定整備は令和8年8月までに完了とあります。今回の事業の工期とは別に、各校毎に完了検査、引渡しを受け入れていただければと考えて宜しいでしょうか、ご指示願います。	全ての学校配膳室の整備完了後、市による完工検査を実施し、学校配膳室の引渡しを行うものとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第2回質問等に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	様式-I 提案価格等提案書	様式I-2 維持管理費見 積書(年次計画 表)						「建物維持管理業務(光熱水費の管理・支払を含む。)」とありますが、光熱水費は建物維持管理業務の「その他」欄に計上すればよろしいでしょうか。また、光熱水費は、電気・ガス・水道に区分して計上する必要がありますでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。後段について、提案段階では、事業者の提案に委ねます。ただし、電気代・ガス代・上下水道料は、それぞれサービス購入費Dの改定の対象となるため、事業契約締結後に光熱水費の内訳を示していただくこととなります。
2	様式-I 提案価格等提案書	様式I-3 維持管理費見 積書(内訳表)						光熱水費は建物維持管理業務の「その他」欄に計上すればよろしいでしょうか。また、光熱水費は、電気・ガス・水道に区分して計上する必要がありますでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。後段について、提案段階では、事業者の提案に委ねます。ただし、電気代・ガス代・上下水道料は、それぞれサービス購入費Dの改定の対象となるため、事業契約締結後に光熱水費の内訳を示していただくこととなります。
3	様式-I 提案価格等提案書	様式I-8 開業準備費見 積書						「建物維持管理業務(光熱水費の管理・支払を含む。)」とありますが、光熱水費は建物維持管理業務に係る費用と合計して計上すればよろしいでしょうか。(光熱水費と建物維持管理業務に係る費用は、区分して計上する必要はないという理解でよろしいでしょうか。光熱水費は、電気・ガス・水道に区分して計上する必要はないという理解でよろしいでしょうか。)	前段について、お見込みのとおりです。後段の括弧内について、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第2回質問等に対する回答

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	条	1	(1)	ア		
1	事業契約書(案)	公租公課の負担	57	第98条				<p>「本事業契約に基づく業務の遂行に関する公租公課は、全て事業者の負担」とありますが、事業所税(資産割)の課税対象となる「事業所床面積の考え方」をご教示ください。(学校給食センターの延床面積のうち、非課税部分となる室名や、市と事業者との共用部分と判断される箇所などを具体的にご教示ください。)</p>	<p>給食センターの延床面積のうち、次の①に②を加えたものが、事業者の事業所床面積となります。</p> <p>①事業者の専用部分の床面積 ②市と事業者の共用部分の床面積に、事業者の専用部分の床面積を市と事業者の各専用面積の合計で除して得たものを乗じて得た面積</p> <p>なお、専用・共用の別は、要求水準を満たすことを前提として、事業者の提案に委ねています。</p>
2	事業契約書(案)	別紙2 改定方法	70		3	(2)	ア③	<p>内閣府より、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(令和6年6月3日改正)」が改正されています。現行の改定方法には「提案審査書類の受付締切日の属する月の指標値」とありますが、新たに改正されたガイドラインの記載があります、「入札公告日等の属する月の指数値」とお考え頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>